

(社) 被害者サポートセンターおかやま

平成 19 年度 事業計画書

第 1 はじめに

1 平成 18 年度事業計画の継続

基本的には、平成 18 年度の事業計画を継続するので、事業名、目的、実施時期、及び支援対象・担当者・実施要領の詳細は、原則として平成 18 年度事業計画書（ホームページ <http://vsco.info/> をご覧ください。）を援用する。

2 平成 19 年度の重点目標

以下の諸点に照らし、「早期援助団体にふさわしい実質を備えること」を平成 19 年度の重点目標とする。

ア 当センターの「早期援助団体の指定を受けるための 3 カ年計画」の 2 年度目に当たること。

イ 全国被害者支援ネットワークは、平成 18 年 9 月に NPO 法人となったが、その定款によれば、正会員は、早期援助団体の指定を受けているか受けることを計画していることがその条件とされていること。

ウ 内閣府の犯罪被害者等施策推進会議は、平成 19 年 12 月を目途に最終とりまとめを行う予定であるが、そのうち、援助の対象となる主たる民間団体は、早期援助団体の指定を受けている団体に限定されることが予測されること。

第 2 具体的事業

上記重点目標に基づき、次の諸点において、平成 18 年度の事業計画をより一層充実発展させる。

1 事務局体制の強化・充実

①常勤の事務局職員の採用

現在、事務局には、事務局長及び非常勤の事務局職員 2 名を置いているが、これ以外に、できるだけ早期に、常勤の事務局職員 1 名を採用する。

②施設の確保

岡山県公安委員会の早期援助団体・審査基準によれば、施設としては、次の諸点をクリアすることが要求されている。

ア 被害者等が気軽に相談できる場所に設置されていること。

イ 援助見込み件数に応じた部屋数、他人の目に晒されない場所、プライバシーが確保される構造、落ち着いた状態で援助が受けられるスペース・内装・備品。

ウ 電話相談の場所は、部外者に相談内容が聞こえない構造になっていること。

エ 自助グループの支援や研修など多目的なスペースが確保されていること。

しかし、現在の施設では、これらの条件を到底クリアできない。
そこで、できるだけ早期に、これらの条件をクリアできる施設（面積的には、約20坪以上）を確保しなければならない。

- 2 諸規程の整備
情報管理規程をはじめとする諸規程を早急に定める。
- 3 電話相談等の事業（第1号事業）について
現行の週5日体制を維持しながら、相談時間の延長を検討する。
- 4 直接支援事業（第2号事業）について
直接支援チームは、原則として、支援ボランティア3人と協力弁護士1人によって編成するものとし、常時、3チームが編成できるよう支援ボランティアの養成・研修に務める。
- 5 自助グループ支援事業（第4号事業）について
現行の性被害者のグループの外に、交通事故遺族のグループの支援を立ち上げる。
- 6 他機関等との連携事業（第5号事業）
 - ①全国被害者支援ネットワークとの連携においては、中国ブロック会議に積極的に参加する。
また、現在、全国ネット関係で実施が予定されている事業は、次のとおりである。ただし、ア・エ・オは支援ボランティア養成・研修事業。

ア 秋期全国研修会（東京）	9月29日・30日
イ 全国被害者支援フォーラム（東京）	10月初旬
ウ 犯罪被害者週間全国大会（東京）	11月中旬
エ 被害者支援セミナー（東京）	年2回
オ 春期全国研修会（長野）	2月中旬
 - ②新たに、岡山県及び県下の市町村との間で、生活支援を中心にした連携を模索する。
- 7 支援ボランティアの養成・研修事業（第6号事業）について
基礎研修については、別紙のとおり実施する外、継続研修をより一層充実させる。
- 8 広報・啓発事業（第8号事業）について
 - ①施設の移転、電話相談日時の変更、刑事裁判への参加等の制度の実施等の進捗状況を見ながら、リーフレット（2種類）を改訂する。
 - ②事務局便り（毎月1回）や機関誌の発行（2月頃）は、従前どおりとする。
 - ③5月19日（土）午前10時からの総会終了後、次の講演会を行う。
講師：小森美登里さん
演題：「～優しい心が一番大切だよ～いじめをなくすために」
 - ④フォーラムは、11月26日（月）にルネスホールにおいて実施する。